労災補償課 分室が移転します。 移転後の労災診療費等請求書の提出は新住所に!

広島労働局労働基準部労災補償課 分室が、 現在の「広島市中区八丁堀 5-7 広島 KS ビル 6F」から、 新住所「広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 2 号館 6F」に

令和6年12月2日(月)より、移転します。

- 労災診療費請求書等
- 労災薬剤費請求書等
- 労災アフターケア請求書等
- 労災二次健康診断等費用請求書等
- 労災訪問看護費用請求書等
- これらの請求書については、新住所 に提出してください。

新住所

広島労働局労働基準部労災補償課 分室 〒730-8538 広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎2号館6階 TEL:082-962-9248

電話番号も変わります。

広島労働局労働基準部労災補償課医療係 (082-221-9245)

ご請求は労災保険オンラインレセプトが便利です!

労災保険オンラインレセプトの場合、提出期限に余裕ができ、個人情報の流出防止や電子化加 算等のメリットもありますので、この機会に導入をご検討ください。

なお、現在、導入支援金として、導入経費の2分の1程度(最大で80万円)の支援が受けられます(納品した日付が令和7年2月28日までが対象となります)。予算がなくなり次第終了となりますので、お早めの申請手続きをお願いします。